

令和 9 年度

**保育所（園）・認定こども園・
幼稚園・小規模保育事業所**

入園申込案内



小林市健康福祉部

こども課

目次

はじめに確認していただきたいこと

施設の見学	P1
見学のポイント	P1
保育料（利用者負担額）以外の費用、給食費等の保護者負担	P2
令和9年度の年齢別クラス	P2
よくあるご質問①	P2

令和9年度の入園申込みにについて

手続の流れ	P3
令和9年4月入園の一斉受付について	P3
【◎対象者 ◎受付期間 ◎申請書等提出先 ◎申込みから入園までの流れ】	
年度途中（5月～3月）入園の申込みにについて	P4
【◎対象者 ◎受付期間 ◎申請書等提出先 ◎入園申込受付一覧】	

保育所等の利用について

利用施設	P5
------	----

申込みのために必要な条件

幼稚園、認定こども園（幼稚部）の申込要件	P6
保育所（園）、認定こども園（保育部）、小規模保育事業所の申込要件	P6
広域入園（市外の施設への申請・市外からの申請）について	P6
広域入園（受託）【市外から小林市内の施設入園をご希望の方】	P6
広域入園（委託）【市内から小林市外の施設入園をご希望の方】	P6

教育・保育給付認定について

3つの教育・保育給付認定区分	P7
「保育を必要とする事由」	P8
保育必要量	P9
利用時間のイメージ	P10
教育標準時間	P10
保育標準時間または保育短時間	P10
認定期間	P10
よくあるご質問②	P12

教育・保育給付認定の申込みに必要な書類

必要書類	P13
1号認定（教育認定）	P13
2号認定・3号認定（保育認定）	P13
支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書	P14
保育を必要とする事由のわかる証明書	P14
必要数	P14

幼児教育・保育無償化について

無償化の対象年齢	P15
子育てのための施設等利用給付認定区分	P15
よくあるご質問③	P16
「保育を必要とする事由」	P16
無償化の対象	P17
副食費の免除について・多子軽減の考え方	P17
預かり保育の無償化	P18
認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業の無償化	P18
無償化までの流れ	P18
保育所（園）、認定こども園（保育部）、小規模保育事業所を利用	P18
認可外保育施設を利用	P18
幼稚園（私学助成を除く）・認定こども園（幼稚部）を利用	P19
私学助成幼稚園（新制度未移行）を利用	P19

幼児教育・保育無償化の申込みに必要な書類

必要書類	P20
新1号認定	P20
新2号認定・新3号認定	P20
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	P21
保育を必要とする事由のわかる証明書	P21
必要数	P21

申込書提出後の届出

保育を必要とする事由の変更	P22
よくあるご質問④	P22
保育実施の解除	P23
主な変更の内容及び提出書類	P23

保育料（利用者負担額）について

保育料の決定	P24
--------	-----

保育料（利用者負担額）の算定に係る要件	P24
市民税の控除の適用	P24
保育料算定の祖父母合算	P24
認定の切替	P24
多子軽減	P25
1号認定の多子軽減	P25
2・3号認定の多子軽減	P25
ひとり親世帯または在宅障がい児（者）がいる世帯等の軽減	P25
生活保護世帯に対する補足給付事業について	P25
副食費（おかず・おやつ等）について	P26
副食費免除の対象	P27
1号認定	P27
2号認定	P27
よくあるご質問⑤	P27

保育所等入所申込書（記入例）	P28
-----------------------	-----

幼児教育・保育無償化申請書：（記入例）	P30
----------------------------	-----

小林市利用者負担額（保育料）	P32
-----------------------	-----

幼児教育・保育無償化の区分及び手続について	P33
------------------------------	-----

小林市内の施設

保育所（園）、小規模保育事業所	P34
認定こども園	P35
幼稚園	P35

はじめに確認していただきたいこと

施設の見学

教育や保育の方針や取組は保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所（以下「保育所等」といいます。）によって異なります。利用申込みにあたっては、入園後のミスマッチを防ぐためにご希望の保育所等をお子様と一緒に事前に見学していただくことをお勧めします。

行事のある場合などを除き、見学を随時受付していますので、事前に直接保育所等へお申込みをした上で見学をしてください。

見学のポイントは以下のとおりですが、利用希望保育所等を決定する際、保護者は次の①～③を目安にされているようです。

①施設	②立地	③親族・知人
○施設が充実している ○サービスが充実している ○雰囲気がいい など	○自宅の周辺 ○勤務先の周辺 ○自宅と勤務先の間 ○通学予定の小学校区内など	○保護者が卒園生 ○兄姉が通っている ○友人・知人が通っているなど

◎見学のポイント



園長・職員の様子

- 子どもに目が行き届いているか
- 子どもにどのように接しているか？声かけは？ など



子どもの様子

- 子どもの表情（楽しく、のびのび生活して遊んでいるかなど）
- 給食の風景 など



施設の様子

- 明るさ、清潔さ
- 園庭
- 設備や備品、おもちゃ
- トイレ など



園長等の話

- 目標・方針
- 子どもについての考え方 など



その他

- 自宅からの距離
- 第一印象、施設全体の雰囲気
- アレルギー・病気等の対応
- 給食やおやつの内容 など



保育料（利用者負担額）以外の費用、給食費等の保護者負担

幼稚園・認定こども園では、保育料（利用者負担額）のほかに入園料等の特定負担額がかかる場合があります。

それ以外の施設でも、制服や遠足、給食などの費用として、保育料以外の実費負担が発生する場合があります。

令和9年度の年齢別クラス

令和9年度の年齢別クラスは次のとおりです。入園日は毎月1日（日曜・祝祭日を除く。）です。なお、退所日は各月末となります。

クラス（実年齢）	生年月日
0 歳 児	令和 8 年（2026 年） 4 月 2 日～
1 歳 児	令和 7 年（2025 年） 4 月 2 日～令和 8 年（2026 年） 4 月 1 日
2 歳 児	令和 6 年（2024 年） 4 月 2 日～令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日
3 歳 児	令和 5 年（2023 年） 4 月 2 日～令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日
4 歳 児	令和 4 年（2022 年） 4 月 2 日～令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日
5 歳 児	令和 3 年（2021 年） 4 月 2 日～令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日
満 3 歳 児	以下の期間で3歳の誕生日を迎える児童のみで構成 令和 9 年（2027 年） 4 月 2 日～令和 1 0 年（2028 年） 3 月 3 1 日

よくあるご質問①



Q 施設の空き状況について知りたいのですが…。

A 空き状況は、小林市役所のホームページ（以下のとおり検索）にて公表しています。

毎月1日に市内施設の空き状況を公表していますのでご確認ください。

検索

小林市 保育園 空き状況

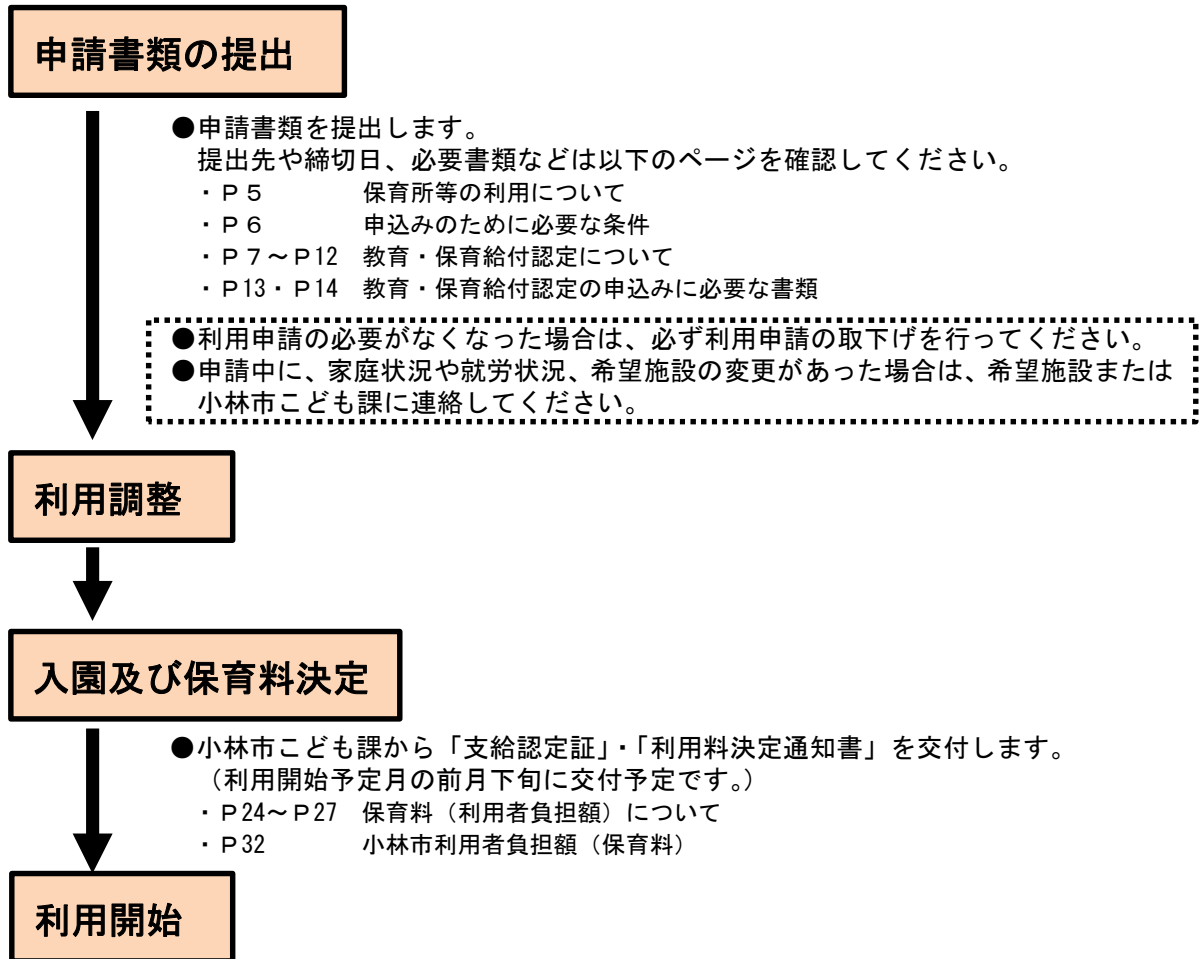


Q 入園選考の結果はどのように連絡がありますか？

A 4月入園は3月上旬に内定、3月下旬に決定のご連絡を決定施設を通じてお知らせする予定です。内定しなかった場合、3月上旬にご連絡します。5月から翌年3月までの入園は、入園月前月の下旬に決定施設を通じてお知らせします。

令和9年度の入園申込みについて

手続の流れ



令和9年4月入園の一斉受付について

◎対象者

令和9年4月からの入園希望者

◎受付期間

市提出：令和8年10月15日～11月20日

園提出：各園異なるため、入園を希望する園にご確認ください。

◎申請書等提出先

入園を希望する保育所等又は小林市こども課

※市外の施設に入園を希望する場合は、小林市こども課に提出してください。

◎申込みから入園までの流れ

日程	内容	備考
10月中旬～11月中旬	申込書提出	保護者 → 園又は市
2月	利用調整	小林市 → 園
3月上旬 ～ 3月下旬	入園決定及び 保育料等決定	小林市→園→保護者
4月1日～	入園	

年度途中（5月～3月）入園の申込みについて

◎対象者

5月以降に入園を希望される方

◎受付期間

入園を希望する月の前々月21日から前月20日まで
（20日が土曜・日曜・祝日の場合は、直前の平日まで）
※以下の「入園申込受付一覧」をご確認ください。

◎申請書等提出先

入園を希望する保育所等
※市外の施設に入園を希望する場合は、こども課に提出してください。

◎入園申込受付一覧

入園希望月	申込期間	※土曜・日曜・祝祭日除く
令和9年 5月	令和9年 3月23日 ～ 令和9年 4月20日	
令和9年 6月	令和9年 4月21日 ～ 令和9年 5月20日	
令和9年 7月	令和9年 5月21日 ～ 令和9年 6月18日	
令和9年 8月	令和9年 6月21日 ～ 令和9年 7月20日	
令和9年 9月	令和9年 7月21日 ～ 令和9年 8月20日	
令和9年10月	令和9年 8月23日 ～ 令和9年 9月17日	
令和9年11月	令和9年 9月21日 ～ 令和9年10月20日	
令和9年12月	令和9年10月21日 ～ 令和9年11月19日	
令和10年 1月	令和9年11月22日 ～ 令和9年12月20日	
令和10年 2月	令和9年12月21日 ～ 令和10年 1月20日	
令和10年 3月	令和10年 1月21日 ～ 令和10年 2月18日	

小林市外在住の方で小林市内施設への申込みの場合

上記の申込期間に間に合うよう、お住まいの市町村の入園担当課までに日数に余裕を持って、ご提出ください。

小林市在住の方で小林市外施設への申込みの場合

P6を参照の上、小林市こども課までご提出ください。

保育所等の利用について

利用施設

保育所等を利用するには、「教育・保育給付認定」（以下「認定」といいます。）の申請が必要です。認定の申請は、入園申込みと兼ねて行います。

申込みの条件、認定の詳細は、申込みのために必要な条件（P 6 参照）及び教育・保育給付認定（P 7～P 12 参照）に記載しています。

保育所（園）

0～5 さい

就労などのために家庭での保育ができない保護者に代わって、0 歳から就学前までのお子様に、必要な保育を行う福祉施設です。

保育が必要な状況に応じて、最大 11 時間程度（別途、延長保育あり。）の預かりを行っています。

認定こども園

0～5 さい

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

幼稚園同様の教育時間があり、保護者の就労状況等に応じ必要な保育を受けることもできます。

3 歳以上であれば、入園後に幼稚部と保育部の利用を切り替えることも可能です。

幼稚園

3～5 さい

満 3 歳から就学前までのお子様が集団のなかで遊びなどを通して小学校以降の基盤を培うための教育機関です。

おおむね 5 時間程度の教育時間になりますが、園によっては教育時間前後の預かり保育を行っているところもあります。

小規模保育事業所

0～2 さい

就労などのために家庭での保育ができない保護者に代わって、0 歳から 2 歳までのお子様に、必要な保育を行う施設です。※地域に他の保育所等がない場合は、特例として 3 歳から就学前まで保育を行います。

保育が必要な状況に応じて、最大 11 時間程度（別途、延長保育あり。）の保育を行っています。

申込みのために必要な条件

幼稚園、認定こども園（幼稚部）の申込要件

- 保護者とお子様が小林市に住所を有していること（※１）。
- お子様が満３歳（３歳になる誕生日の１日前）を迎えており、就学前であること。

※１…小林市の住民以外でも申込可能ですが、教育・保育給付認定等の手続きをお住まいの市町村で受けていただくことになります。

保育所(園)、認定こども園(保育部)、小規模保育事業所の申込要件

- 保護者とお子様が小林市の住所を有していること（※２）。
- お子様が入園希望日時点で０歳～就学前の年齢であること（入園可能な月齢は施設によって異なります。）。
- 保護者等が「保育を必要とする事由」（Ｐ８参照）に該当し、家庭でお子様を保育できず、代わりの保育を必要としている状態であること（※３）。

※２…単身赴任等でいずれかの保護者しか小林市の住民でない場合も申込み可能です。また、小林市の住民以外でも申込み可能ですが、広域入園の手続きが必要です。

※３…保育を受ける条件であり、「小学校入学準備のため・集団生活を経験させたい」などの理由だけでは申込みはできません。

広域入園（市外の施設への申請、市外からの申請）について

◎ 広域入園（受託）：小林市外在住の方が小林市内の施設へ申込みする場合

小林市外にお住まいの方が、小林市内の保育施設を利用したい場合は、お住まいの自治体からの申込み（協議）が必要となります。

ただし、小林市民の保育利用が優先となります。申込みの際には、お住まいの自治体の保育担当課にご相談ください。

◎ 広域入園（委託）：小林市民が小林市外の施設へ申込みする場合

小林市の住民の方で、市外の保育施設を利用したい場合は、小林市から、当該市町村へ申込み（協議）が必要となります。

申込締切日は市町村によって異なりますので、申し込みたい市町村の締切日をご確認の上、締切日のおおむね１５日前までに小林市こども課へ申し込んでください（その市町村へ転入予定の場合は、その旨をお伝えください。）。

基本的に、どの市町村もその住民を優先するので、優先度は低くなります。

教育・保育給付認定について

教育・保育施設（保育所等）を利用する場合、保護者の申請により、教育・保育給付認定を受ける必要があります。その中でも、2・3号認定を受ける場合には、「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

3つの教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は児童の年齢と教育（幼稚園）利用、保育利用に応じて3つの区分があります。

1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
満3歳以上の児童で、教育のみを希望する場合	満3歳から就学前までの児童で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	0歳から満3歳未満までの児童で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

施設の種類	クラス ※4月1日時点 での年齢で決定	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス		3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
				満2歳	満3歳			
幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)	保育の 必要性なし				1号認定			
保育所(園) 認定こども園 (保育部)	保育の 必要性あり							
		3号認定			2号認定			

「保育を必要とする事由」

①就労



- ・ 1 か月あたり 60 時間以上の就労を常態としていて、家庭での保育が困難な場合

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、内職など基本的にすべての就労に対応。
居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）も含まれます。

②妊娠・出産



- ・ 妊娠、出産により保育が困難な場合

※出産（里帰り含む）による認定期間は、家庭外労働の場合は就労証明書の期間。家庭外就労以外の場合は出産月の前 2 か月、出産月、出産月の後 2 か月の合計 5 か月間となります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断があった場合も認定を受けられます。

③保護者の疾病・障がい



- ・ 心身に病気、障がいがあり、保育が困難な場合

※診断書に記載された療養期間の月末まで保育認定を行います。

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護



- ・ 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護や、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護により、保育が困難な場合

⑤災害復旧



- ・ 震災、風水害、その他の災害を受け、その復旧中で保育が困難な場合

⑥求職活動



- ・ 求職活動、あるいは、起業準備をしていて保育が困難な場合

※3 か月間の保育認定を受けられます。3 か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。また、妊娠中での求職活動は原則認めません。
3 か月で就労が決まらず、期間の延長が必要な方は、こども課へご相談ください。

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含みます。）



- ・ 大学や職業訓練校、専門学校等に通っており保育が困難な場合

※就学時間が月 60 時間以上である場合、認定を受けられます。

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業の取得時



- ・ 既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合

⑩その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

保育必要量

2号認定・3号認定は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「保育短時間」と「保育標準時間」の保育必要量に区分されます。保育短時間は最大8時間の保育を基準とし、保育標準時間は最大11時間の保育を基準として小林市が認定を行います。

また、どちらの場合も必要に応じて、延長保育（有料）を利用することができます。

なお、「保育を必要とする事由」に該当しない場合、保育園等の利用ができません。また、在園中に保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、原則退園となります。

No	保育を必要とする事由	保護者（父母の状況）	保育必要量	
			標準時間	短時間
1	就労	父母ともに1か月120時間以上の就労	○	▲
		父母の両方またはいずれかが1か月60時間以上120時間未満の就労 ※父母ともに就労	—	○
		父母の両方またはいずれかが1か月60時間未満の就労	—	—
2	妊娠・出産	妊娠、出産により保育が困難な場合	○	▲
3	保護者の疾病・障がい	① 入院・手術で療養中	○	—
		② 一般療養中で安静を要する場合	★	○
		③ 以下の手帳等を所持 ・身体障がい者手帳1級・2級 ・療育手帳A・B ・精神障がい者保健福祉手帳1級・2級 ・特定疾病療養受療証	○	▲
		④ ③以外の手帳等を所持	—	○
4	同居等親族の介護・看護	常時看護・介護を要する	○	—
		①重度障がい者、要介護者の介護 ②同居家族の入院等に伴う看護	○	—
		日中6時間以内の看護・介護が必要（移動時間等が片道1時間以上かかる場合）	—	○
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、保育が困難な場合	○	▲
6	求職活動	求職活動、あるいは、起業準備をしていて保育が困難な場合	—	○
7	就学	学校に在籍または職業訓練を受けている場合	—	○
		月60時間以上120時間未満の就学の場合	○	▲
8	虐待やDVのおそれ	保育の必要性が認められる場合（日中子どもが家庭にいないことが適当でない場合）	○	▲
9	育児休業	既に保育園等に在園しており、育児休業中も継続入園を希望する場合	—	○
10	その他市長が認める者	保育を必要とする特別の事由がある場合	○	○

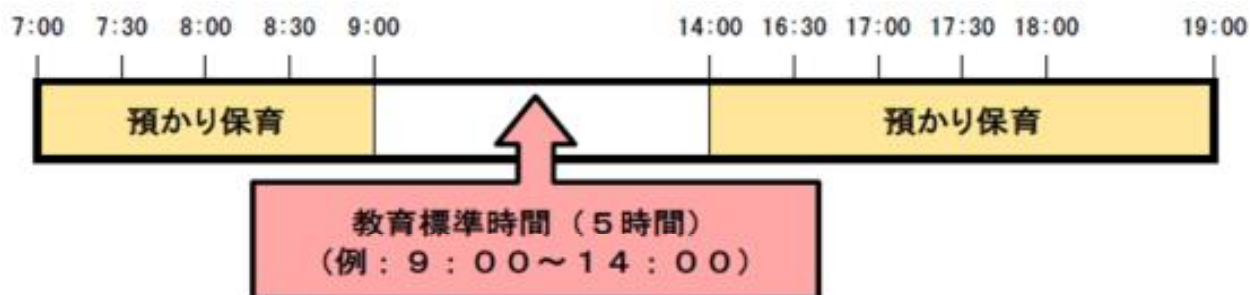
保育の必要性の事由によって、標準時間、短時間の片方のみに「○」がついている場合は、保育の必要量が決められています。

※「▲」は、保護者からの申請をもとに変更することが可能です。

※「★」は、家庭の事情により標準時間を希望する方は、ご利用の保育所等またはこども課までご相談ください。実態を踏まえた上で判定を行います。

利用時間のイメージ

◎教育標準時間（幼稚園・認定こども園【幼稚部】）



◎保育標準時間（保育所（園）・認定こども園【保育部】）



◎保育短時間（保育園（園）・認定こども園【保育部】）



※ 利用時間のイメージです。施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

※ どちらの区分で認定を受けた場合も、保護者が保育を必要とする時間での利用が原則です。

認定期間

教育・保育給付認定には期間が設けられています。認定期間を超えた場合、退所（園）となりますが、必要があれば認定変更の手続（P 22・P 23 参照）を行っていただくことで施設利用の継続ができます。

○1号認定の場合

基本的に就学前までの認定期間となります。

○2・3号認定の場合

2号は就学前まで、3号は2号に切り替わる直前（3歳になる2日前）までの期間を基本とします（3号から2号への切替えは自動的に行われます。）。

※ただし、次のページのとおり、保育を必要とする事由に応じて認定期間は異なります。申請後に交付される「支給認定証」に認定期間が記載されておりますので、ご確認をお願いします。また、どの事由に関しても家庭保育が可能になった時点で認定はできなくなります。

	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間
2	妊娠・出産	就労先の就労証明書に基づく期間
	家庭外就労以外	出産予定月の前2か月、出産月、出産月の後2か月
3	保護者の疾病・障がい	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間
4	同居等親族の介護・看護	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間
5	災害復旧	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間
6	求職活動	認定開始から3か月
7	就学	卒業予定月の末日まで
8	虐待やDVのおそれ	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間
9	家庭外就労	就労先の就労証明書に基づく期間
	家庭外就労以外	出産月の後2か月を経過後、翌月から4か月（求職活動3か月含む）
10	その他市長が認める者	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間

保護者が育児休業を取得した場合における、施設の利用について

【在園児の継続利用】

在園児以外の子（第2子等）の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として保育所等の利用はできません。

ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点から総合的に勘案したうえで、育児休業期間中において同一保育所等での利用継続を認めています。

1. 保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性の事由を変更することにより、利用継続を認めることができる場合があります。

2. 児童福祉の観点による場合

- ① 保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている5歳児クラス（年長クラス）の児童について、育児休業期間中の利用継続が可能です。
- ② 保護者の健康状態やその児童の発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の関係点から継続利用が適当と認められる場合において、育児休業期間中の利用継続が可能です。

3. 利用継続できる期間

育児休業が終了する日が属する月の末日まで

よくあるご質問②



Q 育児休業から復帰する予定で保育施設の申込みをしていましたが、復帰せずに育児休業期間を延長した場合、どうなりますか？

A 復職されない場合、変更後の「就労証明書」を市又は保育所等にご提出ください。変更後の期間により再度認定します。認定の有効期限は、就労証明書の育児休業の期間に基づきます。



Q これから出産するのですが、出産前に保育施設の申込みはできますか？

A 出産前のお子様についての申込みは受け付けていません。出産後、施設の入園可能月数をご確認の上、お申込みください。
ただし、すでに上のお子様がいる、妊娠・出産に伴い、上のお子様の入園について申し込む場合は、分娩予定月の前後2月までの入園期間でお申込みが可能です。



Q 下の子の出産に伴って育児休業を取得する場合、保育施設に通っている子どもは退園になりますか？

A お子様保育施設に入園中に、新たに下のお子様の育児休業を取得する場合、入園中のお子様継続して利用するためには、認定の変更申請が必要です。認定の有効期限は、就労証明書の育児休業の期間に基づきます。

教育・保育給付認定の申込みに必要な書類

必要書類

◎ 1号認定（教育認定）【幼稚園・認定こども園（幼稚部）】

①支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書

※以下を参考にご記入ください。

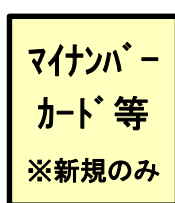
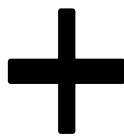
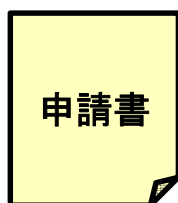
P 2 8・P 2 9 保育所等入所申込書（記入例）

②マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの

（マイナンバー記載有りの住民票等）

③身分証明書（運転免許証等）

（児童ごとに）



（保護者ごとに）



なお、預かり保育（教育標準時間後の延長保育）の利用料の無償化を希望される場合、幼児教育保育の無償化の申請手続が必要となります。

以下をご確認の上、手続をお願いします。

P 1 5～P 1 9 幼児教育・保育無償化について

P 2 0・P 2 1 幼児教育・保育無償化の申込みに必要な書類

◎ 2号認定・3号認定（保育認定）

【保育所（園）・認定こども園（保育部）・小規模保育事業所】

①支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書

※以下を参考にご記入ください。

P 2 8・P 2 9 保育所等入所申込書（記入例）

②マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの

（マイナンバー記載有りの住民票等）

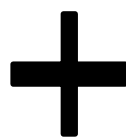
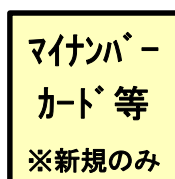
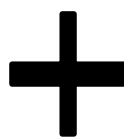
③身分証明書（運転免許証等）

④保育を必要とする事由のわかる証明書

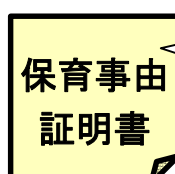
※保育を必要とする事由が複数となる場合、当該事由の証明書をそれぞれご提出ください。

（例）保育を必要とする事由→就労（家庭外就労）＋保護者の疾病・障がいの場合
→ 就労証明書 ＋ 障がい者手帳の写し を提出

（児童ごとに）



（保護者ごとに）



保育を必要とする事由が複数の場合、それぞれの事由の証明書を提出

※申込書等は、各保育所等および市の担当課（小林市役所 こども課・須木庁舎 住民生活課・野尻庁舎 住民生活課）で配布します。

支給認定申請書（現況届）兼保育所等入所申込書

児童1人につき1枚必要です。

○在園児以外の新規児童の申込書を提出する場合

提出する保護者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの（マイナンバー記載有りの住民票等）と身分証明書（運転免許証等）を必ず提示してください。

○保護者以外の方（代理人）が提出する場合

提出する代理人の身分証明書（運転免許証等）を提示してください。

保育を必要とする事由のわかる証明書

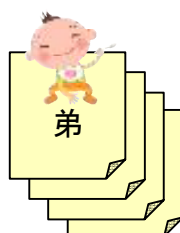
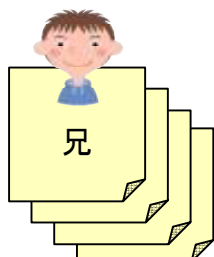
保育園・認定こども園（保育）小規模保育事業所は父母2人分必要です。幼稚園・認定こども園（教育）は不要です。

※「○」があるものは、小林市役所ホームページからダウンロード可

保育を必要とする事由		必要書類	ダウンロード※
就労	家庭外就労	就労証明書	○
	家庭内就労	自営業（農業）就労証明書	○
妊娠・出産	家庭外就労	就労証明書（産前・産後休業期間が記載されたもの）	○
	家庭内就労	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）	
保護者の疾病・障がい		①医師の証明書（診断書） ②障がい者手帳の写し	①・②の該当するもの （表紙・等級及び更新期限のわかるページ）
同居等親族の介護・看護		①医師の証明書（診断書） ②障がい者手帳の写し ③介護保険証の写し	①～③の該当するもの （表紙・等級及び更新期限のわかるページ）
災害復旧		罹災証明書等	
求職活動		①求職活動申立書 ②ハローワークカード又は受付票の写し	①は必須 ②は状況に応じて
就学		在学証明書または決定通知書 カリキュラム	
育児休業	家庭外就労	就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）	○
	家庭内就労	母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されたページ）	

必要数

児童1人につき1枚必要です。兄弟姉妹同時申込みをされる場合は、人数分の書類をご準備ください。



※申請書を除き、1人目の児童分は原本、2人目以降の児童はコピーでも構いません。ただし、申込書類の提出後に就労証明書をコピーしてお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日より、子育てのための施設等利用給付が新たに創設され、保育所等を利用する3歳から就学前までの児童の保育料とともに、幼稚園・認定こども園(幼稚園)の預かり保育、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポートセンター事業等の利用料も無償化となりました。

無償化の対象年齢

施設の種類		幼稚園 認定こども園の幼稚園部	保育所(園) 認定こども園の保育部
保育料が無償化 になる開始年齢	市民税課税世帯	満3歳から	3歳児(年少クラス)から
	市民税非課税世帯	満3歳から	0歳児クラスから

子育てのための施設等利用給付認定区分

児童が満3歳以上で、幼稚園(私学助成)等の対象施設を利用される場合は、「新1号」認定が必要となります。

また、児童が対象年齢で、保育の必要性があり、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の対象施設を利用される場合、年齢や世帯状況に応じて、「新2号」または「新3号」認定の申請が必要になります。

認定区分	対象年齢	保育の 必要性	対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	・幼稚園(私学助成【教育】) ・国立大学附属幼稚園 ・特別支援学校幼稚園部
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の 3月31日を経過した児童 (3歳児～5歳児)	あり	・幼稚園(私学助成【教育+預かり保育】) ・幼稚園(1号認定預かり保育部分) ・認定こども園(1号認定預かり保育部分)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の 3月31日までの間にある児 童で住民税非課税世帯の方 (0歳児～2歳児)	あり	・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

よくあるご質問③

Q 2号（3号）認定と新2号（新3号）認定の違いは何でしょうか？



A どちらも保護者等が保育を必要とする事由が要件となっている点は共通ですが、以下の点に違いがあります。

2号（3号）認定は、保育所（園）や認定こども園（保育部）小規模保育事業所を利用するために必要な認定です。

新2号（新3号）認定は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）の預かり保育、認可外保育施設などの利用料を無償化にするために必要な認定となります。

「保育を必要とする事由」とは

① 就労

1か月あたり60時間以上の就労を常態としていて、家庭での保育が困難な場合

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、内職など基本的にすべての就労に対応。

居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）も含まれます。

② 妊娠・出産

妊娠、出産により保育が困難な場合

※出産（里帰り含む。）による認定期間は、家庭外労働の場合は就労証明書の期間。家庭外就労以外の場合は出産月の前2か月、出産月、出産月の後2か月の合計5か月間となります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断があった場合は上記の期間以上の認定を受けられます。

③ 保護者の疾病・障がい

心身に病気、障がいがあり、保育が困難な場合

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護や、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護により、保育が困難な場合

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中で、保育が困難な場合

⑥ 求職活動

求職活動、あるいは、起業準備をしていて保育が困難な場合

※3か月間の保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。また、妊娠中での求職活動は原則認めません。

3か月で就労が決まらず、期間の延長が必要な方は、こども課へご相談ください。

⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含みます。）

⑧ 虐待やDVのおそれがあること。

⑨ 育児休業取得時、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること。

⑩ その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

無償化の対象

無償化の対象となるのは、保育料です。

保育所（園）・認定こども園（保育部）の延長保育料、給食費、バス代、教材費などは無償化の対象外となります。

副食費の免除について

保育所等の3歳児～5歳児クラスの児童で給食費（主食費：ご飯、副食費：おかず）のうち、副食費については、世帯の年収が360万円未満相当の世帯の児童と、すべての世帯の第3子以降の児童については、副食費が免除となります。（詳細はP26「副食費（おかず・おやつ等について）」に記載）

世帯収入	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費免除

◎多子軽減の考え方

●1号認定【幼稚園、認定こども園（幼稚部）】

保育所等を利用している小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

●2号認定【保育所（園）、認定こども園（保育部）、小規模保育事業所】

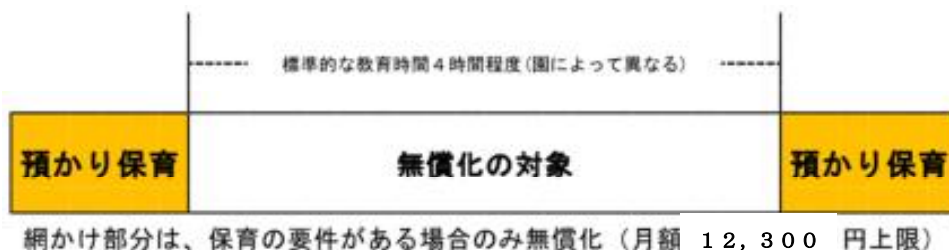
保育所等を利用している小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



預かり保育の無償化

各幼稚園（認定こども園の幼稚部含む。）では、4時間程度の教育時間に加え、必要に応じて預かり保育を実施しています。

「保育を必要とする事由」（P 16 参照）のために預かり保育を利用する場合は、利用日数に応じて、月額 12,300 円を上限に無償化されます。



認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業の無償化

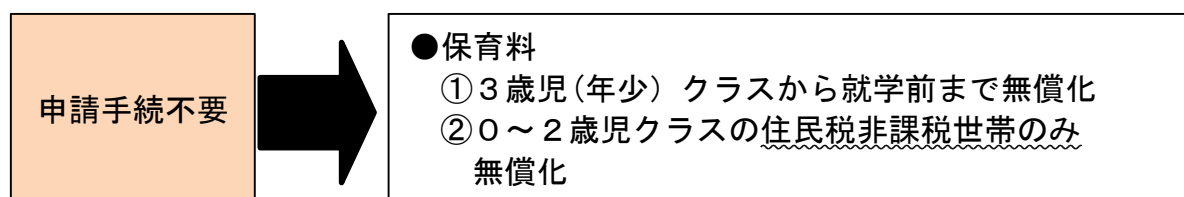
認可外保育施設等を利用する場合で、かつ、「保育を必要とする事由」に該当する場合は、認定区分および利用日数に応じて3歳児から就学前までの児童は月額 40,300 円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童は月額 45,700 円までの利用料が無償化されます。

※ 利用する前に、市に無償化のための申請を行い、認定される必要があります。

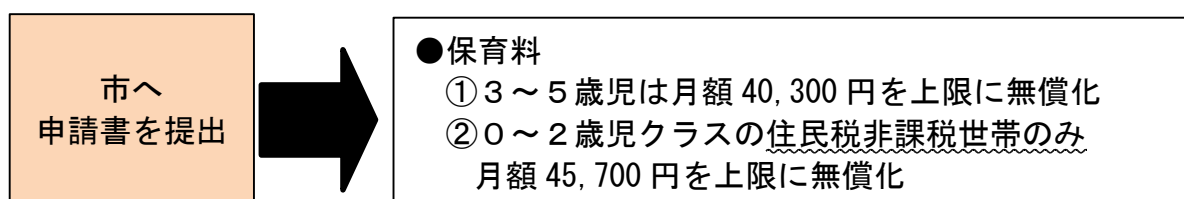
※ 市への確認申請等の手続を行った認可外施設等を利用する場合は対象です。

無償化までの流れ

◎ 保育所（園）、認定こども園（保育部）、小規模保育事業所を利用

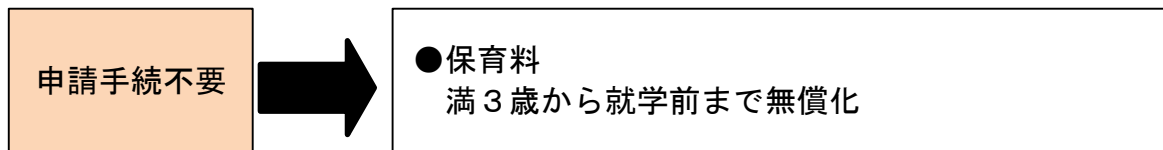


◎ 認可外保育施設を利用

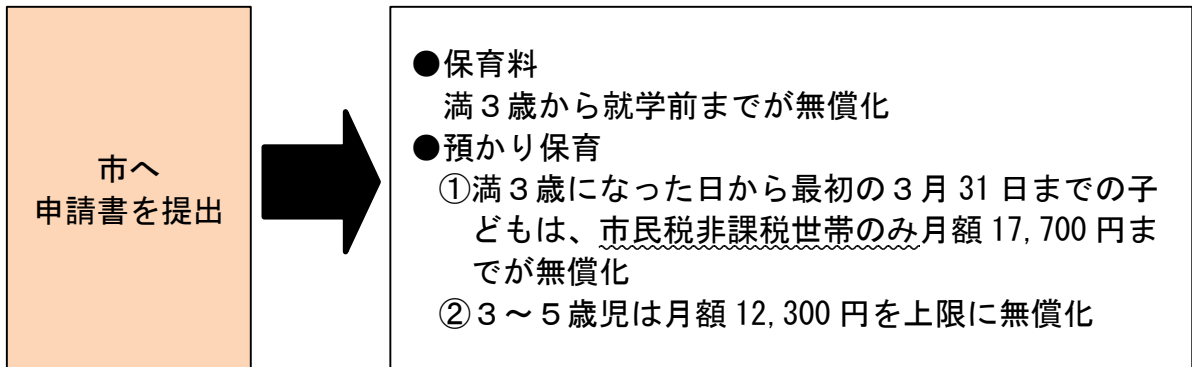


◎幼稚園（私学助成を除く）・認定こども園（幼稚部）を利用

○保育の必要性がない方

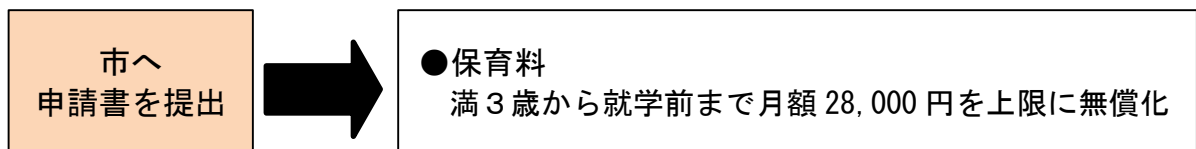


○保育の必要性があり、預かり保育を利用希望する方

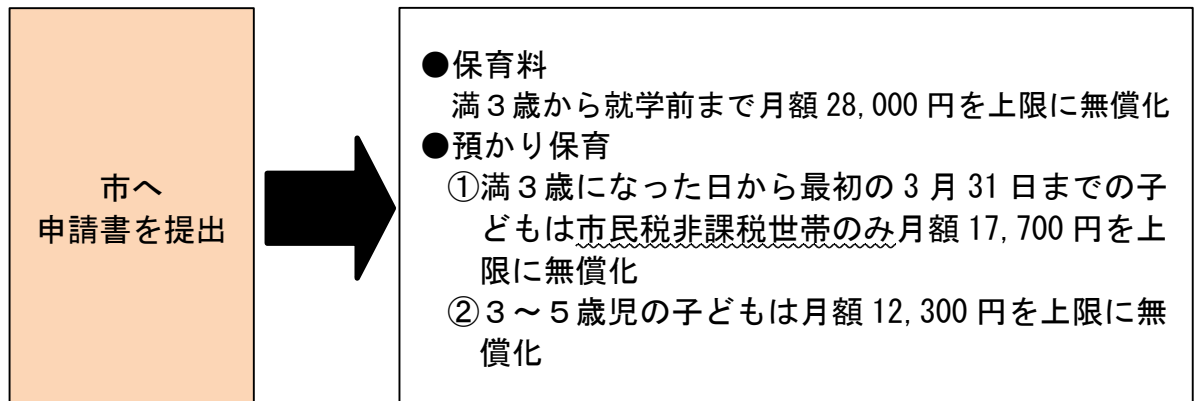


◎私学助成幼稚園（新制度未移行）を利用

○保育の必要性がない方



○保育の必要性があり、預かり保育を利用希望する方



幼児教育・保育無償化の申込みに必要な書類

必要書類

◎新1号認定（対象施設・事業はP15・P33参照）

●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

※以下を参考にご記入ください。

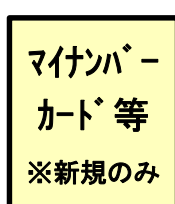
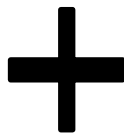
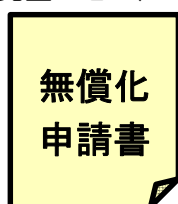
P30・P31 幼児教育・保育無償化申請書（記入例）

●マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの

（マイナンバー記載有りの住民票等）

●身分証明書（運転免許証等）

（児童ごとに）



（保護者ごとに）



◎新2号認定・新3号認定（対象施設・事業はP15・P33参照）

●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

※以下を参考にご記入ください。

P30・P31 幼児教育・保育無償化申請書（記入例）

●マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの

（マイナンバー記載有りの住民票等）

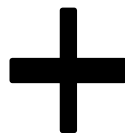
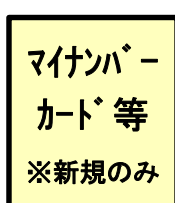
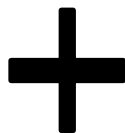
●身分証明書（運転免許証等）

●保育を必要とする事由のわかる証明書

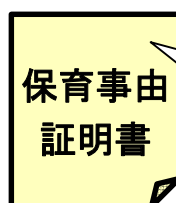
保育を必要とする事由が複数となる場合は、当該事由の証明書をそれぞれご提出ください。

（例）保育を必要とする事由が「就労（家庭外就労）」＋「保護者の疾病・障がい」の場合
→ 就労証明書 ＋ 障がい者手帳の写し を提出

（児童ごとに）



（保護者ごとに）



保育を必要とする事由が複数の場合、それぞれの証明書を提出

※申込書等は、各保育所（園）・認定こども園・幼稚園および市の担当課（小林市役所 こども課・須木庁舎 住民生活課・野尻庁舎 住民生活課）で配布します。

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

児童 1 人につき 1 枚必要です。

○在園児以外の新規児童の申込書を提出する場合

提出する保護者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの（マイナンバー記載有りの住民票等）と身分証明書（運転免許証等）を必ず提示してください。

○保護者以外の方（代理人）が提出する場合

提出する代理人の身分証明書（運転免許証等）を提示してください。

保育を必要とする事由のわかる証明書

新 1 号認定の方は不要です。

新 2 号認定及び新 3 号認定の申請をされる方は、該当する保育の必要性の事由に応じて以下の書類のいずれかが必要となります。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	家庭外就労	就労証明書
	家庭内就労	自営業（農業）就労証明書
妊娠・出産	家庭外就労	就労証明書（産前・産後休業期間が記載されたもの）
	家庭内就労	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）
保護者の疾病・障がい		医師の証明書（診断書） 障がい者手帳の写し
同居等親族の介護・看護		医師の証明書（診断書） 障がい者手帳の写し 介護保険証の写し
災害復旧		罹災証明書等
求職活動		求職活動申立書 （状況に応じて）ハローワークカード又は受付票の写し
就学		在学証明書または決定通知書 カリキュラム・時間割表（タイムスケジュール）
育児休業	家庭外就労	就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）
	家庭内就労	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）

必要数

児童 1 人につき 1 枚必要です。 兄弟姉妹が同時申込みをされる場合は、人数分の書類をご準備ください。



※申請書を除き、1 人目の児童分は原本、2 人目以降の児童はコピーでも構いません。
ただし、申込書類の提出後に就労証明書をコピーしてお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

申込書提出後の届出

審査は、提出書類に基づいて行っています。「職場に復帰する予定で申し込んだが辞めてしまった」等の変更があった場合は、認定が取り消されることがあります。後ほど提出書類と事実が異なることが判明した場合には、虚偽の申請とみなし、厳正な対応を行います。

保育を必要とする事由の変更

教育・保育給付認定の内容が変更になる場合、「①認定変更申請書・②変更後の保育事由が確認できる書類」を一緒に提出してください（以下の例①～⑥をご参考ください。）。

認定内容が変更になる場合（例）

- ① 求職活動をしていたが、就労先が見つかった。
- ② 就労状況が変わった（雇用期間の更新・勤務時間・就労先の変更など）。
- ③ 就労先を辞めた。
- ④ 世帯の状況が変わった（出生、結婚、離婚、祖父母と同居・別居、住所・氏名の変更、生活保護受給など）。
- ⑤ 転園をするとき。
- ⑥ 市町村民税課税額が変更になった（修正申告書の写し等を提出してください。）。

※教育・保育給付認定は月単位で行うため、前月20日までには各施設に変更書類をご提出ください。

※月の途中で認定区分や保育必要量（保育標準時間／保育短時間）の変更があった場合、新しい認定区分、保育必要量の適用は、原則翌月1日からとなります（その月については変更前の認定区分、保育必要量、利用料が適用となります。）。

よくあるご質問④

Q 再婚・離婚しました。何か手続きが必要でしょうか？



A 再婚の場合は、再婚相手の「保育を必要とする事由の分かる証明書」の提出が必要となります。保育料は、世帯での市民税額で算定しますので、変更となる場合があります。

離婚の場合も、保育料や保育必要量（標準時間・短時間）が変更となる場合がありますので、利用施設またはこども課まで必ずご連絡ください。



Q 妊娠・転職など、保護者の状況が変わりました。何か手続きが必要でしょうか？

A 保護者の状況が変わった場合は、認定の変更申請が必要です。なお、転職した方で就労時間に大幅な変更がなく、保育必要量（標準時間・短時間）の変更がない場合、「就労証明書」のみご提出ください。

保育実施の解除

次のような場合には、保育の実施を解除し、保育施設を退園していただきます。また、以下の理由にかかわらず、退園したい場合は、直接施設に申し出てください。

- ① 保育の実施期間（認定期間）が終了した場合
- ② 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- ③ 入園後、集団生活に支障をきたした場合
- ④ 虚偽の申請の事実が判明した場合
- ⑤ 無断で保育施設を長期欠席した場合
- ⑥ 小林市外へ転出した場合 など

主な変更の内容及び提出書類

主な変更内容及び提出書類は、以下のとおりです。それ以外の変更及び提出書類については、利用施設またはこども課にお問合せください。

主な変更内容	提出書類		
	変更申請	取消申請	その他必要な書類
小林市外に転出する	—	○	
小林市内で転居する	○	—	
世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)	○	—	
仕事を辞めた（求職中になった）	○	—	①求職活動申立書 ②ハローワークカードの写し または受付票の写し
就労状況が変わった (勤務時間、仕事を始めた、仕事が変わった など)	○	—	①就労証明書
保育標準時間・保育短時間を変更したい	○	—	
産前産後休業に入る	○	—	①就労証明書 ②母子健康手帳のコピー ※出産予定日の記載面を印刷
育児休業に入る	○	—	①就労証明書
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	—	①就労証明書
障がい者手帳、療育手帳を更新した	○	—	手帳の写し※表紙、等級及び期限記載のページ

保育料（利用者負担額）について

保育料の決定

保育料は、児童の年齢・利用する施設、世帯の市民税額（原則として父母の合計）を基に、毎年9月に算定を行います。

※保育料の算定方法等は、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所で共通



【令和9年度の算定方法】

- ①令和9年8月まで → 令和8年度の市民税で計算
(令和7年1月から令和7年12月までの所得をもとに算定)
- ②令和9年9月から → 令和9年度の市民税で計算
(令和8年1月から令和8年12月までの所得をもとに算定)

また、入園時の制服代や文房具代等の各種費用や、毎月または特定月に発生する絵本代や主食費等の諸費用が別途必要となりますので、詳細は各施設にお問合せください。

保育料（利用者負担額）の算定に係る要件

◎ 市民税の控除の適用

保育料算定に用いる市民税額は、寄附金控除、外国税額控除、配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除適用前の金額となります（ただし調整控除は適用）。

◎ 保育料算定の祖父母合算

児童の父母が非課税で、同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合（父母の状況が次の①または②に該当する場合）は、祖父母のうち所得の高い方の市町村民税で算定します。

なお、同居の取扱い住民票の世帯ではなく生活実態によります(世帯分離は問いません)。

- ①父母の所得が年間48万円（令和9年4月以降は58万円）※×人数（父・母・扶養者）未満
- ②ひとり親で収入が103万円未満（令和9年4月以降は123万円）※

※令和7年度税制改正により、令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円（給与収入ベースで20万円）引き上げられたことに伴う改定となります。

◎ 認定の切替え（※小林市は月単位で認定を行うため、以下のとおり切替えを行います。）

3号認定 → 2号認定

年度途中に2歳児の児童が満3歳に到達すると、認定区分は「3号認定(保育認定)」から「2号認定(保育認定)」に自動で切り替わりますが、保育料は年度末まで徴収となります。

3号認定・2号認定 → 1号認定

認定こども園に通う児童で3歳の誕生日を迎え「3号認定(保育認定)」から「1号認定(教育認定)」へ変更した場合、保育料は「申請月の翌月から無償化の対象」となります。変更を

希望する場合、利用施設に認定変更申請書を提出してください。

◎多子軽減

○1号認定（幼稚園、認定こども園【幼稚部】を利用する児童）の多子軽減

小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中で年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。小学校就学前の子どもについては保育所等または児童発達支援センター等を利用している場合に該当します。ただし、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、保護者と生計を一にする世帯の中の子どもであれば年齢や事業の利用の有無は問わず、年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

- 保育料（利用者負担額）：すべての子どもが無償化の対象
- 副食費（おかず・おやつ代）：第3子から免除

○2・3号認定（保育園、認定こども園【保育部】、小規模保育事業所を利用する児童）の多子軽減

小学校就学前の範囲内に、保育所等または児童発達支援センター等を利用している子どもが2人以上いる場合、その中で年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。ただし、市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする世帯の中の子どもであれば年齢や上記施設の利用の有無は問わず、年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

- 保育料（利用者負担額）：第1子は全額負担、第2子は国基準保育料の概ね4分の1の負担、第3子から無料。上の子どもが無償化の対象になっても、数え方に変更はありません。
- 副食費（おかず・おやつ代）：第3子から免除

1号認定：幼稚園、認定こども園の幼稚園部分は小学校3年生までの保育所等を利用している最年長の子どもを第1子として、2号認定：保育所（園）、認定こども園の保育部分は小学校就学前までの保育所等を利用している最年長の子どもを第1子としてカウントします。



◎ひとり親世帯または在宅障がい児（者）がいる世帯等の軽減

市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯または在宅障がい児（者）がいる世帯等は、保護者と生計を一にする世帯の中で最も年齢の高い子どもを第1子、次に年齢の高い子どもを第2子と数え、第1子の保育料は軽減、第2子から無料となります。※該当となる場合はこども課へご相談ください。

◎生活保護世帯に対する補足給付事業について

利用料や副食費以外に、遠足代や制服代等、別途実費相当分を保護者に負担してい

ただきますが、その費用について、一部の費用を市が負担します。

保育料に関してご注意いただきたいこと

①世帯の所得が未確定の場合（未申告、税関係書類が未提出等）

税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算します。ただし、過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。

また、副食費について、免除対象であっても世帯の所得が未確定の場合は無償としない場合がありますのでご注意ください。

②保育料算定税額が変更となった場合

変更後の税額で保育料を算定するのは保護者からの申出等により市が確認した翌月からとなります。修正申告等により税額が変更になった場合、速やかにこども課へご連絡ください。

ただし、算定対象となる税情報に誤りや申告漏れ等があった場合は、遡って保育料を変更し、差額分について清算（請求）することがあります。

③再婚・離婚等により保育料の算定者が変わる場合

事由発生日の翌月から保育料が変更になる場合があります。該当する場合は、速やかにこども課にご連絡ください（事由発生日が月初日の場合は、当月からの変更となります。）。

④離婚しても入園児童と同居している場合や、別居中でも入園児童の親権者である場合

父母の税額を合算の上、保育料を算定します。

また、入園児童の保護者が父母以外の場合は、実際に児童を養育している方の税額から保育料を算定します。

副食費（おかず・おやつ等）について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園（幼稚部）を利用する1号認定、保育所（園）・認定こども園（保育部）を利用する2号認定（3歳児～5歳児クラス）と3号認定（0歳児～2歳児クラス）で市民税非課税世帯の児童の保育料（利用者負担額）は無償となりました。

無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた2号認定（3歳児～5歳児クラス）の副食費（おかず・おやつ等）については実費負担となりましたが、以下に該当する児童は副食費が免除となります。

なお、副食費免除についての新たな手続は必要ありません。申込（変更申込）書類を確認の後、対象児童には、個別にお知らせします。

◎副食費免除の対象

○1号認定

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税額所得割77, 101円未満の世帯
- ④第3子以降の児童

○2号認定

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税額所得割57, 700円未満の世帯
(ひとり親世帯等に関し77, 101円未満)
- ④第3子以降の児童

①～③は、小林市保育料一覧表
(P32)をご確認ください。
④の第3子の考え方はP25
の多子軽減と同様です。

よくあるご質問⑤

Q 公立と私立では保育料は違うのですか？



A 公立と私立の通常保育にかかる保育料は同じです。ただし、延長保育料、入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸費用は、施設により異なります。詳しくは、ご希望の保育施設までお問合せください。

Q ひとり親家庭の保育料は、必ず無料になりますか？



A ひとり親家庭の場合も、世帯の市民税の課税状況に応じて保育料を算定しますので、課税状況により有料となります。ただし、ひとり親家庭で生活保護法による非保護世帯や市民税が非課税の世帯(祖父母と同居している場合は除く。)は保育料が免除されます。

Q 欠席した場合、保育料はかかりますか？



A 保育施設を退所しない限り、欠席の有無に関わらず保育料はかかります。また、保育料は月額料金となっていますので、欠席の場合の日割調整も行いません。

保育所等入所申込書（記入例）

様式第1号 (第3条関係)

第 号

令和〇年度 教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育所等入所申込書(児童台帳)

令和〇年 〇月 〇日

小林市長 殿

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定申請及び保育所等への入所を申し込みます。

なお、支給認定を申請するに当たり、小林市が行う以下①～③について同意します。

- ①同一世帯者を含んだ市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること。
②申請書及び添付した書類並びに上記①に基づき決定した利用者負担額を、保育所等に対して提
③申請書の提出から支給認定証の交付までに30日間以上の期間を有する場合があること。

また、以下の内容に事実と相違がありましたら、認定の取消し及び保育実施の解除に異議を申し立てることを誓約します。

小林市外の場合は（ ）内に当時の所在地（市町村名）を記入

[illegible]

①世帯の構成

[illegible]

小・中学校等に通学の場合「学
校名（学年）」を記入

マイナンバーカードを参照のうえ記入

②利用を希望する施設

利用を希望する施設 (事業者)名	第1希望	〇〇認定こども園	第2希望	●●保育園	第3希望	□□幼稚園
希望理由 (第1希望のみ)	第1希望					

③教育・保育実施

☐ 教育	幼稚園・認定こども園(教育)希望の場合	☒ 保育	保育所・認定こども園(保育)希望の場合
-----------------------------	---------------------	--	---------------------

④利用を希望する期間等

利用を希望する期間	令和○年 ○月 1日 から 令和○年 ○月 31日 まで
利用曜日	月曜日から 金曜日まで 利用時間 ▲時から ▲時まで
希望する保育の必要量(上記③で教育に☑した場合は記入不要)	☒ 保育標準時間 (1日11時間まで、18時以降の利用は延長保育) ☐ 保育短時間 (1日8時間まで、8時間前後の利用は延長保育)

⑤保育の利用を必要とする理由(上記③で教育に☑をした場合は記入不要)

保育の利用を必要とする理由(☑をしてください。)	父	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動・起業準備
		☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 「保育」の場合のみ記入
		☐ 求職活動・起業準備 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他()

※各保育を必要とする理由の証明となる書類を添付。(就労証明書、診断書、母子手帳の写し等)

⑥児童本人の健康状態

☒ をつける ☐ 良好 ☐ 病弱() ☐ 障がい有り ※手帳を所持している場合は右欄に記載	身体障害者手帳 記号番号()(級) 療育手帳 記号番号()(判定) 精神保健福祉手帳 記号番号()(級) 特別児童扶養手当 記号番号()(級) ※手帳または支給証明書等の写しを添付	乳児・児童が「病弱」または「障がい有り」の場合、手帳の取得、病状・障がいの状況及び特記事項を記入
病弱、障がい有りの場合は、病状及び障がいの状況		
その他特記事項 (アレルギー、アトピー、喘息等)		

⑦祖父母の状況

	氏名	☑をつける	住所	年齢	☑をつける	職業名
父方	祖父 小林 一郎	☒ 同居 ☐ 別居		○○歳	☒ 就労 ☐ 不労	会社員
	祖母 小林 二三子	☒ 同居 ☐ 別居		○○歳	☐ 就労 ☐ 不労	不就労の方は記入不要
母方	祖父 須木 五郎	☐ 同居 ☒ 別居	小林市○○○番地	○○歳	☒ 就労 ☐ 不労	会社員
	祖母 須木 七子	☐ 同居 ☒ 別居	小林市○○○番地	○○歳	☒ 就労 ☐ 不労	会社員

⑧家庭の状況等

世帯の障がい者等 (障がいのある方が同居している世帯)	続柄	該当する場合に、その状況を記入		○印をつける※手帳の写し添付
	祖母	小林 二三子	身体障害者手帳・療育手帳・その他()	
			身体障害者手帳・療育手帳・その他()	
親族の看護等 (※診断書等添付)	続柄	看護等の必要な方の氏名		看護等の状況
家庭の状況	☐ 右記以外 ☐ ひとり親世帯(児童扶養手当受給の状況 ☐ 有り ☐ 無し)			
生活保護受給の状況	☒ 無 ☐ 有(年 月 日開始)			

※小林市記入欄

小林市記入のため、記入しないでください。			
年 月 日入所	標準	短	保・幼

幼児教育・保育無償化申請書（記入例）

様式第5号（第7条・第9条関係）

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封緘に氏名を記入して提出して下さい。

令和 〇年 〇月 〇日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

小林市役所 様

【申請にあたって同意していたく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の施設に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供されることがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを遅滞する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 幼稚園及び法第7条第10項第5号の規定による預かり保育を利用する児童の保護者は、保護者又は施設から特別申し出がない限り、施設等利用費に係る申請について、利用する施設の施設長（園長）に委任することに同意します。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校（預かり保育事業も利用する（※1））、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の6第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者	フリガナ	コバヤシ タロウ	認定希望日（施設利用開始日）		令和〇年 〇月 〇日
	氏名	小林 太郎	居住地	〒 886-〇〇〇〇 小林市●● 〇〇〇〇番地	
	日中の連絡先（電話番号）※確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	
	① 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	父（勤務先） 母（勤務先） 自宅・その他（ ）	② 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	父（勤務先） 母（勤務先） 自宅・その他（ ）	個人番号 （マイナンバー） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
子ども申請	フリガナ	コバヤシ サブロー	保護者との続柄	子	個人番号（マイナンバー） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	小林 三郎	居住地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇市 〇〇〇〇番地	生年月日	令和〇年 〇月 〇日
認定種別	☒ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している（第2号） ☐ 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（第3号）				左記で第2号に該当し、市県民税課税 仕様に該当する場合は、 下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市県民税課税に該当
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。 （子から見た被用者） ☒ 就労 ☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 災害 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ その他（ ） （子から見た被用者） ☒ 就労 ☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ 疾病 ☐ 介護 ☐ 災害 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ その他（ ） 父・母・その他（ ）				

上記「認定種別」が（第3号）に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※2	（母親） ☒ 現住所と同じ	（父親） ☒ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※3	（母親） ☒ 現住所と同じ	（父親） ☒ 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年（前々年）1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が（第3号）に該当する場合に、父及び生計の中心者のみ記入して下さい。

（生計の中心者の番号に○を付けて下さい）	フリガナ	氏名	申請保護者との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	個人番号	〇年 〇月 〇日	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇会社	□有	
1	コバヤシ タロウ	小林 太郎	父	大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	〇〇会社	□有
2	コバヤシ ハナ	小林 花子	母	大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	自営業	□有
3	コバヤシ ジョウ	小林 次郎	兄	大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	△△小学校	□有
4	コバヤシ サブロー	小林 三郎	本人	大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日		□有
5	コバヤシ 一郎	小林 一郎	祖父	大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日	●●会社	□有
6	コバヤシ フミ	小林 三子	祖母	大正 昭和 平成 令和 〇年 〇月 〇日		□有
7				大正 昭和 平成 令和 年 月 日		□有

＜必ず裏面も記入して下さい＞

(裏面)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇〇〇〇〇	所在地	〒 886- 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
施設名	〇〇認定こども園	利用開始予定日	令和〇年 〇月 〇日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの 種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇 〇〇〇〇	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇 〇〇〇〇	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇 〇〇〇〇	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇 〇〇〇〇	年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況		父親の状況	
就 労	就労 種別	☐ 居宅外労働 ☒ 自営 → ☒ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 協力者 ☐ 自営以外 ☐ 協働者 ☐ 内職 ☐ その他: ()	☒ 居宅外労働 ☐ 自営 → ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 協力者 ☐ 自営以外 ☐ 協働者 ☐ 内職 ☐ その他: ()		
	通勤手段・時間	通勤手段: (徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他()) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間: 約 5 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段: (徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他()) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間: 約 分 (往復時間を記入して下さい。)		
	就労1月 1日以降 の転職	☒ 無 ☐ 有 → ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	☒ 無 ☐ 有 → ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から		
妊娠・出産 (申請時点)		☒ 無 ☐ 有 → (予定日) 年 月 日			
疾病・障害 等		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無		(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名 傷病・障害名	小林 二子 (申請子どもの続柄: 祖母)		小林 二子 (申請子どもの続柄: 祖母)	
	受診等 の状況	☐ 入院中 通院(月・週 2 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名()		☐ 入院中 通院(月・週 回) ☐ 通所・通学(週 回) 施設名()	
	災害復旧	災害の状況:		災害の状況:	
求職活動等		活動の内容:		活動の内容:	
就 学	通学手段・時間	通学手段: (徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他()) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間: 約 分 (往復時間を記入して下さい。)		通学手段: (徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他()) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間: 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	
	就学の 目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他()		☐ 卒業後就労するため ☐ その他()	
	期間	年 月 日まで		年 月 日まで	
	卒業後 の予定	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月		(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月	
その他		保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1. 就労	居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
2. 妊娠・出産	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
3. 就学	出産前後の方(出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
4. 疾病	保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
5. 障害	保護者が病気の方	診断書
6. 介護・看護	保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
7. 求職活動	保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
8. 認可外保育施設の利用	保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明するもの(参考様式として今後変更の可能性あり)
	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)

小林市利用者負担額（保育料） R7.9.1～

小林市保育料一覽表

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により新たに0円となった階層はただし、軽減措置（ひとり親等）と親、障がい児・者のいる世帯、多子家庭）除く

[illegible][illegible]

幼児教育・保育無償化の区分及び手続について

幼児教育・保育無償化の施設・事業・年齢区分及び手続きの有無

※手続必要…市に保育の必要性の認定を受ける必要があります。

施設の種類	クラス ※4月1日時点 での年齢	0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス
		満2歳	満3歳	満3歳			
保育所（園） 認定こども園 （保育部）	保育料 保育の 必要性あり	3号認定			2号認定		
		市民税非課税世帯の子どものみ無償 保育料の無償化の手続不要 （上記以外の世帯の0～2歳児クラスの子どもは どおり保育料が発生する）			3歳児クラスから無償 保育料の無償化の手続不要		
		保育料に含まれているため、実費負担なし			主食費・副食費とともに実費負担あり （一部の世帯は副食費の免除あり）		
幼稚園 認定こども園 （幼稚園部）	保育料 保育の 必要性なし	—			1号認定		
		—			満3歳児から無償 保育料の無償化の手続き不要		
		1号+新3号			1号認定+新2号認定 ※手続必要		
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター	保育料 保育の 必要性あり	—			3歳児クラスから預かり保育料が無償		
		—			主食費・副食費とともに実費負担あり		
		新3号認定※手続必要			新2号認定※手続必要		
障害児の児童発達支援	保育料 保育の 必要性なし	—			—		
		—			無償 手続不要		
企業主導型保育事業	従業員枠	保育の必要性を事業所が認めた場合			保育の必要性を事業所が認めた場合		
	地域枠	3号認定※手続必要			2号認定※手続必要		

小林市内の施設

保育所（園）

施設名	所在地	電話	保育時間 (下段／延長)	休日 保育
小林地区				
中央保育所	真方 91 番地 1	23-3481	7:00～18:00 18:00～19:00	
南保育園（※ 1）	細野 1105 番地 1	22-3610	7:00～18:00 18:00～19:00	
小林乳児保育園	細野 1099 番地 1	22-4887	7:00～18:00 18:00～19:00	
さくら保育園	細野 15 番地	23-4032	7:00～18:00 18:00～19:00	
朝日保育園	水流迫 845 番地 38	22-5071	7:00～18:00 18:00～18:30	
東方保育園（※ 2）	東方 3232 番地 3	22-3761	7:00～18:00 18:00～18:30	
永久津保育園（※ 3）	北西方 4556 番地 1	22-5610	7:00～18:00 18:00～19:00	

※ 1 南保育園は令和 9 年 4 月 1 日より認定こども園に移行予定

※ 2 東方保育園は令和 9 年 4 月 1 日より認定こども園に移行予定

※ 3 永久津保育園は令和 9 年 4 月 1 日より認定こども園に移行予定

小規模保育事業所

施設名	所在地	電話	保育時間 (下段／延長)	休日 保育
小林地区				
ひだまり乳児園	南西方 6081 番地 2	27-2067	7:00～18:00 18:00～18:30	
須木地区				
須木中央保育園	須木中原 1694 番地 1	48-2050	7:00～18:00 18:00～19:00	

認定こども園

施設名	所在地	電話	保育時間 (下段／延長)		休日 保育
			保育部	幼稚部	
小林地区					
認定こども園日章	細野 2779 番地 1	22-6043	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～15:00 15:00～18:00	
朋こども園	細野 235 番地	23-2517	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～19:00	
認定こども園みまつ	堤 3524 番地 14	22-4446	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	
認定こども園こすもす	細野 2018 番地	23-5204	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	
認定こども園小林昭和幼稚園	真方 48 番地	22-2403	07:30～18:30	08:00～15:00 15:00～18:30	
認定こども園太陽の子幼稚園	堤 2871 番地 2	23-9293	07:00～17:00 17:00～18:30	08:00～14:30 14:30～17:30	
小林カトリック幼稚園	細野 264 番地 3	22-2756	07:30～18:30	08:00～14:30 14:30～17:30	
認定こども園ひまわり保育園	堤 2893 番地	23-6870	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	
認定こども園西小林保育園	南西方 6054 番地 35	27-1647	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	○
認定こども園こばと保育園	細野 735 番地 1	22-6692	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	○
認定こども園育英幼稚園	細野 591 番地	22-4031	07:00～18:00	09:30～14:30 14:30～18:00	
認定こども園細野保育園	細野 4351 番地 2	22-3576	07:00～18:00 18:00～18:30	09:00～15:00 15:00～18:30	
認定こども園まがた保育園	真方 716 番地 2	22-4601	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～17:30	
野尻地区					
大塚原認定こども園	野尻町三ヶ野山 1294 番地 15	44-0700	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	○
認定こども園栗須保育園	野尻町三ヶ野山 4123 番地	25-7800	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	○
認定のじりこども園	野尻町東麓 2177 番地 1	44-1138	07:00～18:00 18:00～19:00	09:00～14:00 14:00～18:00	
認定こども園紙屋保育園	野尻町紙屋 2190 番地 2	46-0122	07:00～18:00 18:00～18:30	09:00～14:00 14:00～18:00	

幼稚園

施設名	所在地	電話	土曜登園	預かり 保育
小林地区				
かおる幼稚園	南西方 6081 番地 2	27-2067	8:00～12:00 (不定期開園) 不定期で休み有	～18:00

小林市健康福祉部こども課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

TEL 0984-23-1278 FAX0984-24-5063

E-Mail k_kosodate@city.kobayashi.lg.jp